

石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会(第2回) 議事概要

1. 開催日時

令和4年1月12日(水) 13:30～15:20

2. 開催方法

ウェブ形式にて実施(YouTube 環境省大気環境課チャンネルよりLive 配信)

3. 出席者

- 検討委員(五十音順、敬称略)
加藤委員(一般社団法人日本建設業連合会)、川野辺委員(東京都港区環境課)、
小林委員(埼玉県大気環境課)、城山委員(一般社団法人住宅リフォーム推進協議会)、
高瀬委員(神奈川県大気水質課)、時岡委員(川崎市環境対策推進課)、
外山委員(特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター)、
村山委員(東京工業大学)
- 環境省大気環境課 長坂課長、山崎課長補佐、石山課長補佐、吉田課長補佐、磯野係員、
古濱大気汚染防止法施行等専門員
- 事務局 株式会社環境管理センター

4. 議題

- (1) リスクコミュニケーションガイドライン本編の改訂案について
- (2) リスクコミュニケーションガイドライン参考資料の改訂案について
- (3) その他

5. 配布資料

- 資料1 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン本編改訂案
- 資料2 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン参考資料改訂案
- 資料3 主なご意見と対応
- 資料4 今後の予定

参考資料1 建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン(平成29年4月)

参考資料2 令和3年度 石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン改訂検討会設置要綱

参考資料3 第1回検討会議事概要

6. 議事等

(1) リスクコミュニケーションガイドライン本編の改訂案について

- 事務局より、資料1を用いてガイドラインの改訂案についての説明があった。

① 本ガイドラインについて

- p.3「1.(2)ガイドラインの趣旨」では、ガイドラインの対象者について、現場の実情に合わせて元請業者や下請負人の役割を含んだ記載のほか、地方公共団体が条例等に規定している場合にはそれに従う旨を追記しているが、主体はあくまでも発注者及び自主施工者としている。p.6図 1-1 では、発注者又は自主施工者がリスクコミュニケーションの責任者としているので、趣旨においてももう少し記述してもよいと思う。(村山座長)

② リスクコミュニケーションの手順

- p.7「図 2-1 石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションの流れ」の「(3)②事前調査結果の公表」は、何を表しているのか。(外山委員)
⇒項タイトルの修正が図に反映されていなかった。「事前調査結果の報告、掲示、作業の届出」に修正する。(事務局)
⇒施工計画を作成しないと事前調査結果の報告はできないため、「施工計画の作成」より後ろに記載するか。(外山委員)
⇒石綿障害予防規則(以下、「石綿則」という。)では作業方法についても報告する義務があるため、施工計画の作成はこのフローと並行して行う形となる。表現等を検討したい。(事務局)
⇒p.11「図 2-2 解体等工事の一般的な流れとリスクコミュニケーションの実施時期」の内容に沿って修正すべきである。(村山座長)
⇒承知した。(事務局)
- 下請負人へのリスクコミュニケーション(大気汚染防止法に規定される石綿除去等作業の下請負人だけではなく、その他工事に関係するすべての下請負人への周知)も必要。(城山委員)
- p.11「図 2-2 解体等工事の一般的な流れとリスクコミュニケーションの実施時期」の石綿除去作業(前処理・事後処理含む)の実施者に、下請負人を追加したほうが良いと思うが、いかがか。(城山委員)
⇒承知した。(事務局)
- p.12「表 2-1 リスクコミュニケーションの優先度に関する考え方」において、石綿の使用箇所における優先度は屋外が高く、屋内が低いとしているが、密閉空間である屋内のほうが一般的には石綿濃度が高くなる傾向にある。このため、使用中のビル等の屋内で解体等工事を実施する場合には、屋内のほうが優先されるべきであり、現行の記載では少し違和感を覚える。(外山委員)
⇒表にするとわかりやすくなるが、わかりやすいがために誤解を生む可能性がある。石綿の使用箇所だけで言えば屋外のほうが優先されるが、影響を受ける方がいる場合には屋内が優先される。誤解がありそうところは表から外すことも検討が必要である。(村山座長)

⇒表 2-1 は、本文に例示した要件の中から、不整合が起こりうる項目を除外して整理する方針である。一般的に屋外での除去工事等のほうが周辺に与える影響が大きいと考えていたが、ご意見のような考え方もあるため、記載内容は再検討したい。(事務局)

- p.23 図 2-3(2)①以降に掲載しているチラシの例について、「発じん性の比較的低い」という文言を削除してはどうか。(事務局)

⇒チラシは地域住民に安心感を持っていただくことが重要であるため、飛散の度合いについてはある程度記載したほうが良い。(時岡委員)

⇒「むやみに除去すると石綿が飛散する可能性があるため、シートで養生する、湿潤化する」等の文言を補足してはどうか。(高瀬委員)

⇒石綿則によりけい酸カルシウム板第1種とその他石綿含有成形品の扱いが変更されたこともあり、一括りにしてよいものかと思ひ意見を述べさせていただいた。皆様にご意見を伺いたい。(加藤委員)

⇒ガイドラインはわかりやすい例のほうがよいため、石綿の飛散性が比較的低いことが明確な建材を記載するほうがよい。(村山座長)

⇒いただいたご意見をもとに、対象となる石綿含有建築材料の種類等の変更を含めて例文を検討したい。(事務局)

- p.29「⑤その他の方法で実施する場合」の記載について、次のガイドライン改訂までに数年あると思われるが、その間にもデジタル化が急速に進むと考えられるため、5～10年先を見据えた書き方があってもよい。具体的に SNS 等の活用と書かずに、「時代の流れに応じた方法で実施する」といった記載でもよいと思う。(高瀬委員)

⇒読者が理解しやすい表現で追加修正していただきたい。(村山座長)

③石綿漏えい・飛散事故発生時等のリスクコミュニケーション

- p.33「表 3-2 石綿漏えい・飛散事故発生時に情報提供する事項の例」について、法令に定められた集じん・排気装置出口での監視以外にも、デジタル粉じん計を使用して石綿の漏えいを常時監視している解体業者が増加している。また、現行ガイドライン内に粉じん相対濃度を測定してリスクコミュニケーションに役立てるといった記載があったため、情報提供する事項に追加してもよいと考え、意見を出した。(高瀬委員)

(2)リスクコミュニケーションガイドライン参考資料の改訂案について

- 目次が無く、分かりにくいとため、目次を追加していただきたい。(村山座長)
⇒参考資料の目次は本編につけているが、参考資料と一緒に記載するよう修正する。(事務局)
- p.7「3 リスクコミュニケーション事例における成功例・苦勞した点等」、p.13「4 リスクコミュニケーションの個別事例」について、赤字部分は今回の改訂案から追加した内容で間違いないか。(村山座長)
⇒赤字部分は今回の改訂案から追加している。(事務局)
- p.31「5 地方公共団体の条例等で規定・指導している解体等工事の周知範囲等の例」

について、現行のガイドラインにも記載があったか。(村山座長)

⇒現行ガイドラインにも記載されている。周知範囲等を条例等で規定する自治体が増加したため、追記した。(事務局)

⇒自治体が条例等で定める周知範囲等は変化していくものであるため、「最新の情報は各自治体に確認する」といった文言を追加したほうが良い。(村山座長)

⇒承知した。(事務局)

(3)その他

- 事務局より、資料4を用いて、今後のガイドライン改訂までの予定についての説明があった。
- 現段階では、3月中旬頃に改訂ガイドラインを公表することを想定している。また、今回お示した改訂案についてご意見等がある方は、1週間以内を目途に事務局までご連絡いただきたい。(事務局)

以上